

I. 基本的な考え方

- 日本経済の健全な発展に寄与する対内直接投資の一層の促進を図っていくことは重要な政策課題である。「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)では、2030 年に対日直接投資残高を 120 兆円とすること等が掲げられており、2024 年末の対日直接投資残高が 53.3 兆円であることを踏まえると、より一層の努力が求められている。
- 他方、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、対内直接投資審査制度が果たすべき役割は一層重要になっている。

健全な対内直接投資の促進と経済安全保障の確保は相反する概念ではなく、外国為替及び外国貿易法(外為法)はこれらの両立を本旨としている。2020 年に施行された外為法改正法の附則において、施行後 5 年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定されている。今般、改正法の施行から 5 年が経過したことを受けて、これまでの施行状況や安全保障等の環境変化を踏まえた対内直接投資審査制度の見直しを行うことが必要である。
- 施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保の観点からは、
 - ・ 指定業種の追加¹や、役員選任議案への同意等の株主行為を事前届出の対象とした法改正(2020 年施行)の影響により、事前届出件数が大幅に増加していることを踏まえ、リスクに応じたメリハリのある審査の確保のために事前届出の対象を見直すべきである。
 - ・ 審査の過程で、外国投資家が国の安全等に係るリスクを軽減するための措置(リスク軽減措置)を記載し、実施する重要性が増していることから、リスク軽減措置に係る手続や投資実行後の事情変更に対応するための措置を明確化すべきである。
 - ・ 届出者の最終親会社等の属性が審査において重要な考慮事項となっていることを踏まえ、事後的に最終親会社等が変更された場合の対応を見直すべきである。
- 安全保障等の環境変化への対応の観点からは、
 - ・ 現行制度上、本邦企業であっても、外国法人が議決権の 50%以上を保有しているものを外国投資家として定義しているほか、外国投資家以外の者が、「外国投資家のために」行う指定業種への投資については事前届出義務が課されているところ、こうした基準に合致しない場合に規制の潜脱のおそれが生じないよう見直すべきである。
 - ・ 事前届出の対象となっていない非指定業種への投資については、一定の場合に事後報告のみが義務づけられているところ、国際情勢の変化その他の事由により国の安全に係るリスクが生じた場合の対応を見直すべきである。
- また、制度見直しを踏まえた適切な執行を確保するため、安全保障関連部局等との連携を含む審査体制の強化やデジタル技術の活用、外国投資家や発行会社等への積極的な情報発信等の取組も一層推進するべきである。
- こうした見直しにより、制度の明確化・透明性向上を通じた投資家の予見可能性の確保、投資実行後の事情変更への対応や事後モニタリング機能の強化、リスクベースド・アプローチを通じた効率的かつ効果的な対応等を達成するべきである。

¹ 2019 年に情報通信技術関連業種(半導体製造、ソフトウェア、情報処理サービス、一部の通信業等)を、2023 年及び 2024 年に経済安全保障推進法に基づき指定された「特定重要物資」の関連業種を事前届出対象に追加する等の取組を進めてきた。

Ⅱ. 具体的措置

1. 施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保

(1) 事前届出件数の増加への対応

事前届出件数の増加を踏まえ、より効率的・実効的な審査を実現しつつ、健全な投資を促進する観点から、事前届出の対象となっている投資²や投資先企業の業種の範囲をリスクに応じた適切なものへと見直すべきである。特に、行為別事前届出件数では「株主の行為」に係る届出が、業種別事前届出件数では「情報通信技術関連業種」に係る届出が、件数の増加に大きく寄与していることを踏まえる必要がある。

(ア)「株主の行為」のうち、大宗を占める役員選任に係る同意のうち、同一の役員の再任に係るものであって、特段の事情の変更がない場合には事前届出を不要とすることで合理化を図ることが適当である³。

(イ)「情報通信技術関連業種」の業種指定について、サイバーセキュリティ対策等の観点から真に必要な性が認められるものに限定することが適当である⁴。

(ウ)その他、国の安全等の観点からリスクが低い投資家属性・行為類型の投資に対して事前届出義務が課されているものがないかの検証を行ったうえで、それらについても合理化を図ることが適当である。

(エ)こうした合理化の一方で、重要な技術や情報を保有している本邦企業への投資が事前届出の対象となっているか検討するべきである。この際、対象とすべき技術や情報の範囲については、外国投資家や発行会社が外形上事前届出の要否を判断できるかを考慮しつつ、経済安全保障関連法令との整合性にも配慮することが適当である。

(2) 国の安全等に係るリスクを軽減するための措置（リスク軽減措置）の明確化

国の安全等に係るリスクに対応する観点から、外国投資家の講じるリスク軽減措置について、予見可能性を確保しつつ、その確実な実施を確保するため、関連する手続を明確化する必要がある。

(ア)事前届出における届出事項にリスク軽減措置を追加し、外国投資家が当該措置を講じる必要がある場合には、届け出なければならないこととすることが適当である。

(イ)外国投資家は、審査の過程で、リスク軽減措置の追加・修正の届出を提出することができることとした上で、投資禁止期間は、当初の届出が受理された日を起点とし、審査の期間に対する予見可能性を担保することが適当である。ただし、投資禁止期間の終了間際に追加・修正の届出があった場合には、審査に必要な期間として14日間程度投資禁止期間が延長されることが適当である。

(ウ)財務大臣及び事業所管大臣が必要と認める場合には、投資内容の変更・中止に加え、特定のリスク軽減措置を講じることについても勧告・命令できることを明確化することが適当である。

(エ)届け出たリスク軽減措置を投資実行後に変更しようとする場合には、あらかじめ当該変更を届け出なければならないこととすることが適当である。その上で、改めて審査を行い、必要な

² 本答申において、「投資」とは、対内直接投資等及び特定取得を指す。

³ 2024年度における事前届出2,903件のうち、「役員選任の同意」に係るものは1,034件（そのうち再任に係る同意は658件）。

⁴ 2024年度における業種別事前届出3,706件（延べ数）のうち、「情報通信技術関連」に係るものは2,072件。

場合にはリスク軽減措置の変更の中止や新たなリスク軽減措置を勧告・命令できることとすることが適当である。

(オ) 届け出たリスク軽減措置を実施していない外国投資家に対し、投資により取得した株式等の処分等を命ずることができることとすることが適当である。

(カ) 届出書に記載されるべきリスク軽減措置の類型や具体例をガイドライン等で示すことにより、外国投資家の予見可能性に配慮した運用を行うことが適当である。

(3) 投資実行後の最終親会社等の変更

現行制度上、届出者の最終親会社等は「届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」として審査における重要な考慮要素となっているが、最終親会社等の事後的な変更は届出や審査の対象となっていない。このため、本邦企業の議決権等を保有する外国法人等（直接保有者）を、別の外国投資家（間接取得者）が買収すること等により支配することを通じて、本邦企業の議決権等を外国投資家が間接的に取得するような場合について、事前届出を求める等の対応が必要である。

なお、間接取得者による直接保有者の議決権の取得等は原則国外で行われる行為であることから、執行可能性の確保等に十分配慮した制度設計とする必要がある。また、健全な投資を促進する観点から過度な規制としないことに留意する必要がある。

(ア) 間接取得者による、直接保有者の 50%以上の議決権を取得する行為、間接取得者の関係者が直接保有者の役員の過半数を占める行為その他これらに類する行為を対内直接投資等の定義に加えることが適当である。

(イ) 現行制度において事前届出義務が生じる本邦企業の 1%以上の議決権等を直接保有者が保有している場合に、間接取得者に事前届出を義務づけることを原則とすることが適当である。ただし、典型的に審査の必要性が高い間接取得者（すなわち、事前届出免除制度を利用できない外国投資家が間接取得者に当たる場合）以外については、直接保有者が保有する本邦企業の議決権等が 50%未満の場合には、手続を不要とすることが適当である。

(ウ) 実効性を確保する観点から、間接取得等について必要な事前届出がなされなかった場合を確実に捕捉するため、直接保有者に対し、自らの親会社等の変更が生じた場合の事後報告を求めることが適当である。また、間接取得者に対する命令によっては国の安全等に係るリスクに対応することができない場合には、直接保有者を名宛人として、必要な措置を命ずることができることとすることが適当である。

2. 安全保障等の環境変化への対応

(1) 外国政府等の支配・影響下にある投資活動への対応

現行制度上、非居住者等が議決権等の 50%以上を保有している本邦企業による指定業種への投資や、非居住者等の計算において行われる指定業種への投資については原則として事前届出義務が課されている。しかし、これらに該当しない投資であっても、リスクが高い非居住者の支配・影響下において行われている場合があり、規制の潜脱を防止するための対応が必要である。

(ア) 外国投資家以外の者が「非居住者等の計算において」投資を行っている場合に加えて、以下のように、非居住者等の支配・影響下において、実質的に一体となって投資を行っていると思われる場合には、外国投資家以外の者を外国投資家とみなすこととすることが適当である⁵。

⁵ 議決権の行使を非居住者等が行うなど、非居住者等が事前届出の義務を負う場合にまで、外国投資家以外の者を外国投資家とみなすものではない点に留意。

- ①非居住者等との契約等に基づいて、当該非居住者等からの指示により投資を行うとき
- ②非居住者等と特別の関係⁶にある者が、当該非居住者等からの指示により投資を行うとき
- ③非居住者等と特別の関係にある者が、当該非居住者等に対して、指定業種に係る事業の譲渡・技術の提供を目的として投資を行うとき

- (イ) この際、規制の潜脱防止という目的に照らして、リスクに応じた制度設計を行う観点から、新たに外国投資家とみなす者が行う投資のうち、典型的に審査の必要性が高く事前届出免除制度の利用ができない非居住者等の支配・影響下にあるものに限って事前届出の対象とすることが適当である。
- (ウ) 事前届出免除制度の運用にあたって、外国金融機関や一般投資家が免除制度を利用する場合に、免除制度を利用できない外国政府等が発行会社の議決権行使について指図を行うことができる権限を有していないか報告を求めることが適当である。

(2) 非指定業種への投資に関する国の安全に係るリスクへの対応

非指定業種を営む本邦企業への投資については、株式・議決権取得比率が10%以上となる場合に事後報告を求めているが、勧告・命令等の措置を講じることはできない。投資実行後に国際情勢の変化その他の事由により国の安全に係るリスクが生じた場合についての対応が必要である。

- (ア) 典型的に特にリスクの高い外国投資家（すなわち、事前届出免除制度を利用できない外国投資家）による非指定業種への投資について、国際約束との整合性を確保しつつ、国際情勢の変化その他の事由により、国の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい投資に該当するかどうかを確認する必要がある場合には、報告を求めることができることとすることが適当である。
- (イ) 報告に基づき、当該投資が国の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいと認められる場合には、事前届出に係る審査と同様、必要な場合にはリスク軽減措置や株式の処分等の必要な措置の勧告・命令ができることとすることが適当である。
- (ウ) 国の安全を損なうおそれが著しく大きいため緊急に措置をとる必要があると認められる場合には、上記の勧告等を経ることなく、外国投資家に対して必要な措置をとるべきことを命令できるようにすることが適当である。その際、外国投資家の投資財産保護の観点から、命令することができる措置については、株式・議決権の追加取得の禁止や事業の譲渡・廃止提案の禁止等、国の安全を損なうおそれに対応するため真に必要なものに限ることが適当である。
- (エ) 投資家の予見可能性と確立した投資財産の法的安定性の確保の観点から、報告等の対象は、典型的に特にリスクが高い外国投資家による株式・議決権の10%以上の取得等に限定した上で、遡及可能期間の制限（諸外国の例を踏まえ5年程度）を設けることが適当である。

3. 執行体制・情報発信の強化

日本経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応するため、制度そのものだけでなく、執行の面からも対内直接投資審査を高度化する枠組みが必要である。

(ア) 安全保障関連部局等との連携

経済安全保障の観点が増している中、政府において、「日本版CFIUS」の創設についての検討が進められていることを踏まえ、現行制度における関係省庁の協力規定を強

⁶ 「特別の関係」とは、雇用関係、親族関係及び永続的な経済関係等をいう。

化することを含め、財務省及び事業所管官庁が、国家安全保障局をはじめとする安全保障関連部局等と協力して審査を行う省庁横断的な体制を強化することが適当である。また、関係省庁間で投資動向や審査手法の知見共有を一層促進することが適当である。

(イ) 事後モニタリングの強化

審査の実効性を確保する観点から、外国当局との情報連携を強化するとともに、地方支分部局も活用しつつ、リスク軽減措置の遵守状況や無届事案の検知といった投資実行後のモニタリングの一層の強化を図っていくことが適当である。併せて、執行体制の強化の観点から、必要な人員の拡充に努めることが適当である。

(ウ) デジタル技術の活用

業務効率化等の観点から届出書類等のオンライン提出促進に向けた取組を進めることが適当である。また、他省庁等における事例も踏まえ、デジタル技術の更なる活用について検討することが適当である。

2028年度を目途に導入が予定される事前届出書や事後報告書等の提出に係る新システムと、蓄積された情報を活用し、効率的な分析や事後モニタリングを実施することが適当である。

(エ) 外国投資家や発行会社等に向けた情報発信

対内直接投資審査制度の透明性向上のため、外国投資家やその代理人となる実務家に向けて、今般の制度見直しの内容も含め、制度運用の方針や解釈の明確化を図るとともに、執行状況等に係る積極的な情報発信を図っていくことが適当である。併せて、発行会社たる本邦企業とのコミュニケーションを強化することにより、制度の実効性を確保していくことが適当である。

4. 関係法制度の必要な整備

このほか、関係法制度について、必要な整備がされることが適当である。